

市役所の 手続き

時間外交付や郵送、コンビニなど 便利な方法をご利用ください

問合せ 企画政策課(内)313

市役所での手続きは、窓口に来庁しなくても郵送でできるものや、マイナンバーカードを使用して、コンビニで証明書の交付を受けることができるものなどがあります。

■住民票・証明書などの発行（土曜日窓口あり）

内容	郵送	時間外	コンビニ	担当窓口
戸籍に関する証明（戸籍謄本・抄本）	○	×	○	市民課受付係 (内)121
住民票の写し	○	○	○	
印鑑登録証明書	×	○	○	課税課市民税係 (内)165
課税・非課税証明書	○	○	△ (現年度のみ)	
土地・家屋評価証明書	○	○	×	課税課資産税係 (内)158
土地・家屋課税台帳記載事項証明書	○	×	×	
納税証明書	○	○	×	納税課(内)190

※郵送の場合は「申請書・請求書、手数料【郵便局で扱っている定額小為替（無記名のもの）】、返信用封筒、請求者の本人確認ができる書類の写し」が必要です。申請書・請求書は市公式サイトからダウンロードすることができます。詳しくは問い合わせください。

■市役所への届け出など主な手続き（土曜日窓口あり）

手続き	郵送	担当窓口
転入届・転居届	×	市民課受付係 (内)121
転出届	○	
印鑑登録・廃止の申請	×	
マイナンバーカード、住民基本台帳カードの変更	×	市民課受付係 (内)134
戸籍届出	○	市民課保険係 (内)129
国民健康保険に関すること	○	市民課高齢医療・年金係 (内)140
国民年金に関すること	○	
後期高齢者医療に関すること	○	課税課市民税係(内)165
原動機付自転車などの登録・廃車	△ (廃車手続きのみ郵送可)	

時間外交付

月～金曜日に、担当窓口にて電話予約すると、当日の時間外に受け取ることができます。

電話受付時間 午前8時30分～午後5時（受取当日のみ）

受取時間 午後5時15分～10時

受取場所 地下1階警備員室

証明書などのコンビニ交付

マイナンバーカードを持っている方は、コンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などを受け取ることができます。

郵送手続き

来庁しなくても、必要書類を郵送することで届け出や交付を受けられる手続きもあります。必要書類などは、事前に担当部署に確認するか、市公式サイトをご覧ください。

市公式サイトはこちら♪



市役所の開庁時間など

■月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

※受付は午後5時まで

■土曜日窓口（1月から）

開庁日 毎月第2・第4土曜日

※1月は、1月8日(土)・22日(土)

開庁時間 午前8時30分～正午

受付している窓口 市民課、課税課、納税課、会計課



税金

スマホやパソコンで 確定申告ができます

スマートフォンやパソコンから、国税庁のウェブサイトを通じて確定申告書が作成・提出できるe-Taxの操作説明会と、e-Taxで作成した確定申告書をインターネットで送信するために必要なIDなどの出張発行を行います。

e-Tax操作説明会

■マイナンバーカードを使って確定申告する方

期日	時間
1月15日(出)	①午後1時から ②午後3時から
1月22日(出)	①午前9時から ②午前11時から

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード

■マイナンバーカードがない方で、ID・パスワードで確定申告する方

期日	時間
1月15日(出)	①午後2時から ②午後4時から
1月22日(出)	午前10時から

持ち物 スマートフォン

※会場は、いずれも市役所東庁舎4階大会議室Aです。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

※開始時間の5分前にお越しください。説明会は45分程度を予定しています。

ID・パスワードの出張発行

期日	時間
1月15日(出)	午後1時～5時
1月22日(出)	午前9時～正午

持ち物 運転免許証などの本人確認書類(代理人による発行はできません)

※会場は、いずれも市役所東庁舎4階大会議室Bです。

※青梅税務署などすべての税務署でも発行できます。

■マイナンバーカード申請のサポートを行います

「通知カード(個人番号カード交付申請書が切り離されていない物)」を持参してください。

期日	受付時間
1月15日(出)	午後1時～4時30分
1月22日(出)	午前9時～11時30分

会場 1階市民課受付係

※1月15日(出)は市役所地下1階青梅線側の玄関を利用してください。

問合せ e-Taxについては：青梅税務署

個人課税第1部門 ☎0428-222-3185(自動音声に従って「2」を選択してください) / 課税課市民税係(内)162 / マイナンバーカードの申請については：市民課受付係(内)123

昨年、確定申告をした方へ

令和2年分の確定申告をe-Taxで申告した方や「確定申告書作成コーナー」で作成し印刷して提出した方、市や税理士の相談会場で相談後に申告した方には、令和3年分の確定申告書などの用紙は、青梅税務署から送付されません。

※感染症拡大防止のため、確定申告はe-Taxや郵送を利用してください。

※市役所での用紙の配布は、1月21日(金)から1階市民ホールで行います。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門 ☎0428-222-3185(自動音声に従って「2」を選択してください)

固定資産税に関する 届け出・申告など

■取壊し家屋(建物)の届け出
令和3年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。○登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

○未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。※取壊しの届け出がないと、令和4年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

■住宅用地などの申告は1月31日(月)まで市内に土地を所有している方で、令和3年中に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ・土地を新しく住宅用地として使用した。
- ・土地を住宅用地として使用しなくなった。
- ・住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した。
- ・住宅を事業用家屋に用途変更した。

■住宅建替え中の住宅用地の特例(建替え特例)

住宅用の家屋が建設されていない土地や建設中の土地については、原則として住宅用地の特例は適用されません。しかし、建替えにより住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が存在しない場合や住宅の新築工事に着手しているなど、一定の要件を満たす場合は、住宅用地の特例を受けることができます。この特例を受けるには、土地の所有者からの申告が必要です。

■固定資産税(家屋)の減額措置

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」について、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。改修工事後3か月以内に申告が必要です。 ※詳しくは問い合わせください。

申告先・問合せ 課税課資産税係(内)157